

## 議 会 運 営 委 員 会

令和6年4月11日（木）

午前9時30分

第2委員会室

### 議 題

- 1 尾張旭市議会BCP（案）について
- 2 予算決算委員会運営要綱について
- 3 附帯決議案等の取扱いについて
- 4 尾張旭市議会個人情報保護条例施行規程の一部改正について
- 5 その他

## 配付資料一覧

### 【議題1 資料】

- 1 尾張旭市議会BCP（案）
- 2 議員連絡網（案）
- 3 災害用携帯ハンドブック（案）

### 【議題2 資料】

- 4-1 尾張旭市議会予算決算委員会運営要綱（案）
- 4-2 尾張旭市議会予算決算特別委員会運営要綱

### 【議題3 資料】

- 5 委員会提出議案として提出する基準（案）

### 【議題4 資料】

- 6 尾張旭市議会個人情報保護条例施行規程の一部改正（案）

### 【議題5 資料】

なし

# 尾張旭市議会 B C P (業務継続計画)

令和6年5月

尾張旭市議会

# 目 次

第1 背景と目的	1
第2 議会BCPの発動基準	2
第3 災害等発生時の行動指針	3
1 議会	
2 議員	
3 市との連携・協力	
第4 尾張旭市議会災害対策本部	4
第5 災害等発生時の役割	5
1 議会の役割	
2 議長の役割	
3 議員の役割	
4 議会事務局の役割	
第6 行動基準(地震・風水害編)	7
1 対応段階	
2 各段階における行動基準	
(1) 予測期	
(2) 初動期	
ア 開庁時(本会議・委員会開会中)	
イ 開庁時(ア以外の場合)	
ウ 閉庁時(時間外・土日祝日)、[業務継続体制の流れ]	

(3) 応急期

(4) 復旧期

3 安否確認方法

4 参集・活動時に係る留意事項

(1) 連絡方法

(2) 服装

(3) 携行品

(4) 交通手段

(5) 緊急措置

[議員の参集フロー]

5 災害情報等の収集等

6 議会防災訓練

7 災害用携帯ハンドブックの作成

第7 行動基準(感染症編) . . . . . 15

1 発生段階

2 段階に応じた行動基準

3 議員が感染した場合

4 感染に係る情報公開

第8 その他 . . . . . 17

第9 議会 BCP の見直し・更新 . . . . . 17

第10 各種様式 . . . . . 17

## 第1 背景と目的

平成23年3月に発生した東日本大震災以降、国内各所で想定を超える巨大な地震や津波などが発生し、甚大な被害をもたらしている。また、本市においても、今後、南海トラフ沿いで発生することが想定されている大規模地震（南海トラフ地震）による甚大な被害が懸念されている。

過去の地震被災地域では、被災者救済、復旧に向け、補正予算などの専決処分が数多く行われ、二元代表制の一翼である議会の基本的機能が果たされなかったという経緯と教訓から、市が策定する防災計画やBCP以外に、議会独自のBCPの策定が必要となっている。

一方、令和2年3月には、世界保健機構（WHO）が世界的大流行を宣言した新型コロナウイルス感染症により、大規模災害に匹敵するほどの感染症による脅威が発生した。

このことから、大規模災害等が発生した非常事態でも、二元代表制としての議事機関、住民代表機関としての議会が、迅速な意思決定と多様な市民ニーズに対応できる議会機能の維持を図るため、必要となる組織体制や議員の行動基準などを定めた尾張旭市議会業務継続計画（以下「議会BCP」という。）を策定するものである。

## 第2 議会BCPの発動基準

議会BCPの対象とする災害種別と発動基準を次表のとおりとする。

※ 尾張旭市地域防災計画に基づく尾張旭市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）が設置される災害配備基準を概ね準用する。

災害種別	発動基準
風水害	① 市対策本部が第2非常配備〈警戒体制〉としたとき ② 市対策本部が第3非常配備としたとき
地震	① 市対策本部が第2非常配備としたとき ② 市対策本部が第3非常配備としたとき ③ 市対策本部が緊急非常配備としたとき
その他	上記自然災害のほか、大規模火災などの大規模な事故、新型インフルエンザ等の重大な感染症、大規模テロなどによる大きな被害が発生した場合、又はそのおそれがあるとき

### 〈市非常配備基準（抜粋）〉

#### （風水害）

種別	配備時期
第2非常配備 〈警戒体制〉	以下のいずれかに該当した場合 ① 尾張旭市に対して大雨・暴風・洪水の各警報、土砂災害警戒情報、大雨・暴風の各特別警報のうち、いずれかが発令され、市対策本部長が警戒体制に移行する必要があると認めた場合 ② その他市対策本部長が必要と認めた場合
第3非常配備	市内全域又は相当の地域に甚大な被害が発生又は発生すると予想され、市対策本部長が必要と認めた場合

#### （地震災害）

種別	配備時期
第2非常配備	以下のいずれかに該当した場合 ① 「南海トラフ地震臨時情報」が発表され、市対策本部長が必要と認めた場合 ② 尾張旭市で震度4又は長周期地震動階級3が観測され、被害の発生により市対策本部長が必要と認めた場合
第3非常配備	以下のいずれかに該当した場合 ① 「南海トラフ地震臨時情報」が発表され、市対策本部長が必要と認めた場合 ② 尾張旭市で震度4又は長周期地震動階級3が観測され、市内全域又は相当の地域に甚大な被害が発生又は発生すると予想され、市対策本部長が必要と認めた場合
緊急非常配備	以下のいずれかに該当した場合 ① 尾張旭市で震度5弱以上が観測された場合 ② 尾張旭市で長周期地震動階級4が観測された場合 ③ 予想されない重大な災害が発生した場合

## 第3 災害等発生時の行動指針

### 1 議会

議会は、市内で災害等が発生した非常事態時においても議会の機能を停止させることなく、適正かつ公正に議会運営を行う。そのため、発災時から復旧に至るまでの様々なケースを想定し、審議・調査等を行える体制を整える。

### 2 議員

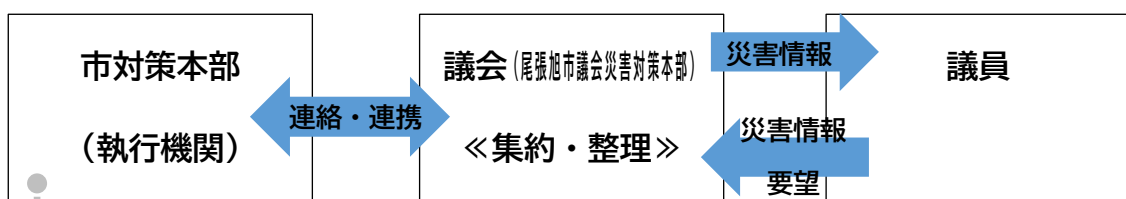
議員は、議会が議事機関としての機能を維持するための構成員としての役割を担う。

また、地域の一員として、被災した市民の救援や被害の復旧を果たす役割を担うとともに、地域の被災状況や要望の情報収集等に努める。

### 3 市との連携・協力

災害発生時において、実質的かつ主体的に対応するのは市対策本部（執行機関）である。議会は議事機関であるため、主体的な役割は担わない。よって、災害発生時においては、市対策本部（執行機関）が職務に専念できるよう、災害等の情報収集、要請等行動については、議員が個別に行うことなく、議会として集約し、状況や必要性により対応しなければならない。

一方で、議会として行政監視機能と議決機能を適切に実行するため正確な情報を収集し、確認することも必要であるため、議会と市対策本部（執行機関）はそれぞれの役割を踏まえて、情報の共有体制を整えるものとする。



[注意] 議員は市対策本部と直接やり取りしない。

(初動体制・応急対応に専念させるため)

- 議会事務局長は市対策本部に本部員として参画し、議長に情報を伝達する。



## 第4 尾張旭市議会災害対策本部

### 1 設置

- (1) 議長は、議会BCPの対象となる災害等が発生したとき、又は、市対策本部が設置された場合、必要に応じて、尾張旭市議会災害対策本部（以下「議会本部」という。）を設置する。
- (2) 上記以外の場合においても、議長が必要と認めるときは、議会本部を設置することができる。
- (3) 議会本部は、尾張旭市庁舎内「尾張旭市議会事務局」に設置する。  
ただし、市庁舎が使用できないときは議長が別に定める。

### 2 構成

- (1) 議会本部は、本部長（議長）、副本部長（副議長）をもって構成する。
- (2) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

### 3 参集基準及び範囲

- (1) 本部長及び副本部長は、議会BCPの対象となる災害等が発生したときは、必要に応じて参集する。
- (2) 本部長が必要と認める場合は、議員に対し、議会本部への参集を求めることができる。

### 4 任務

- (1) 議員の安否等の確認を行うこと。
- (2) 市対策本部からの災害情報を各議員に提供すること。
- (3) 災害情報を収集・整理し、市対策本部に提供すること。
- (4) 被災地及び避難所等の調査を行うこと。
- (5) 必要に応じ国・県等へ要望を行うこと。
- (6) その他、本部長が必要と認める事項に関すること。

### 5 情報共有及び協議・調整

議会本部は、情報共有及び、協議・調整を行うため、必要に応じて議会本部会議を開催することができる。

## 第5 災害等発生時の役割

### 1 議会の役割

- (1) 議会BCPの対象となる災害等が発生したときは、議会本部を設置し、市対策本部が災害等の対応に専念できるよう、必要な協力・支援を行う。
- (2) 災害等支援、復旧・復興が迅速に進むよう、条例や予算等の審議を行う。

### 2 議長の役割

- (1) 議会本部の設置を決定する。
- (2) 議会本部の事務を本部長として総括する。
- (3) 議会の災害対応に関する事務を総括する。
- (4) 上記(1)から(3)までにおいて、議長が不在又は職務を行うことができない場合は、職務代理者が行う。

順位	職務代理者
1	副議長
2	議会運営委員会委員長
3	総務委員会委員長
4	福祉文教委員会委員長
5	都市環境委員会委員長
6	予算決算委員会委員長
7	会派の代表者（多数会派順）

### 3 議員の役割

- (1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を議会本部に報告し、連絡体制を確立する。
- (2) 議会本部より情報の提供を受ける。
- (3) 各地域における被災地及び避難所等での情報収集を行い、必要に応じ議会本部へ報告する。
- (4) 各地域における活動に協力する。
- (5) 各地域において被災者に対する相談及び助言等を行う。
- (6) 本部長から議会本部への参集の指示があった場合、議会本部へ参集する。
- (7) その他、本部長の指示があった場合には指示に基づき行動する。

### 4 議会事務局の役割

- (1) 議会事務局長は、市対策本部の設置状況等を正副議長に連絡する。
- (2) 議会事務局長は、議会BCP発動次第、正副議長に参集の連絡を行う。

- (3) 議会事務局職員は、市対策本部が設置された際に発せられる議会事務局長からの指示、市職員参集メールに基づき、議会事務局に参集する。
- (4) 非常時優先業務を行う。  
非常時優先業務は次表のとおりとする。

NO	業務名	着手時期 (以内)
1	議員、傍聴者、来庁者の避難誘導及び安全確保	1日
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 執務場所の確保</li> <li>● 議会事務局事務室等の被害状況確認</li> <li>① 議会設備</li> <li>② 電気、水道等のライフライン</li> <li>③ パソコン、電話等、通信機器</li> </ul>	1日
3	正副議長への災害状況の情報提供	1日
4	議員の安否確認業務	1日
5	市対策本部との連絡体制の確保	1日
6	議会本部の設置・運営補助業務	1日
7	議員への災害状況の情報提供	1日
8	議員から提供される情報の整理業務	1日
9	本会議・委員会等の開催業務	1か月
10	その他議会運営に関する通常業務	1か月

- (5) 議会事務局の災害対応に係る業務は、議会事務局長が総括する。議会事務局長が不在又は登庁できない場合は、議事課長が職務を代理する。

## 第6 行動基準（地震・風水害編）

### 1 対応段階

対応段階	状態	議会・議員（正副議長除く）の行動基準
予測期	発災前	<b>準備・確認</b> 議会BCPを確認し、災害に備える。
初動期	発災から概ね3日間	<b>議会本部設置</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 議会本部に安否等の報告を行う。</li> <li>● 災害情報収集・報告を行う。</li> <li>● 本部長から参集指示があるまでは、「一市民」として、地域活動に従事する。</li> </ul>
応急期	発災4日目から7日目	<b>災害情報収集・把握・共有</b> 本部長の指示に基づき参集し、議員活動を行う。参集時以外は、引き続き、地域活動に従事するとともに、災害情報を収集・報告する。
復旧期	発災8日目から1か月	<b>議会機能の早期復旧</b> 本会議・委員会を開催し、復旧に係る予算などの審議を行う。

### 2 各段階における行動基準

#### (1) 予測期

区分	行動内容
議員・議会 議会事務局	<input type="checkbox"/> 議会BCPでそれぞれの行動基準を確認する。 <input type="checkbox"/> 安否確認方法の確認を行う。

#### (2) 初動期

##### 【ア 開庁時（本会議・委員会開会中）】

区分	行動内容
議員	<input type="checkbox"/> 自身の安全を確保し、近くに被災者があれば救助を行う。 <input type="checkbox"/> 指示があるまで会派室で待機する。

議会	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 議長・委員長は、会議参加者全員の安否を確認する。</li> <li><input type="checkbox"/> 直ちに本会議・委員会を休憩又は散会する。</li> <li><input type="checkbox"/> 議長・委員長は、議会事務局職員に傍聴者の避難誘導と安全確保を指示する。</li> <li><input type="checkbox"/> 正副議長は、議会事務局長から市対策本部が設置された旨の連絡を受けたら、議会本部の設置を協議する。</li> </ul>
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 自身の安全を確保し、近くに被災者があれば救助を行う。</li> <li><input type="checkbox"/> 被災状況確認</li> <li><input type="checkbox"/> 傍聴者、議員を安全な場所へ避難誘導を行う。</li> <li><input type="checkbox"/> 議会事務局長は、市対策本部の設置状況等を正副議長に連絡する。</li> <li><input type="checkbox"/> 非常時優先業務（議員の安否確認等）を行う。</li> <li><input type="checkbox"/> 議会本部会議開催の準備を行う。</li> </ul>

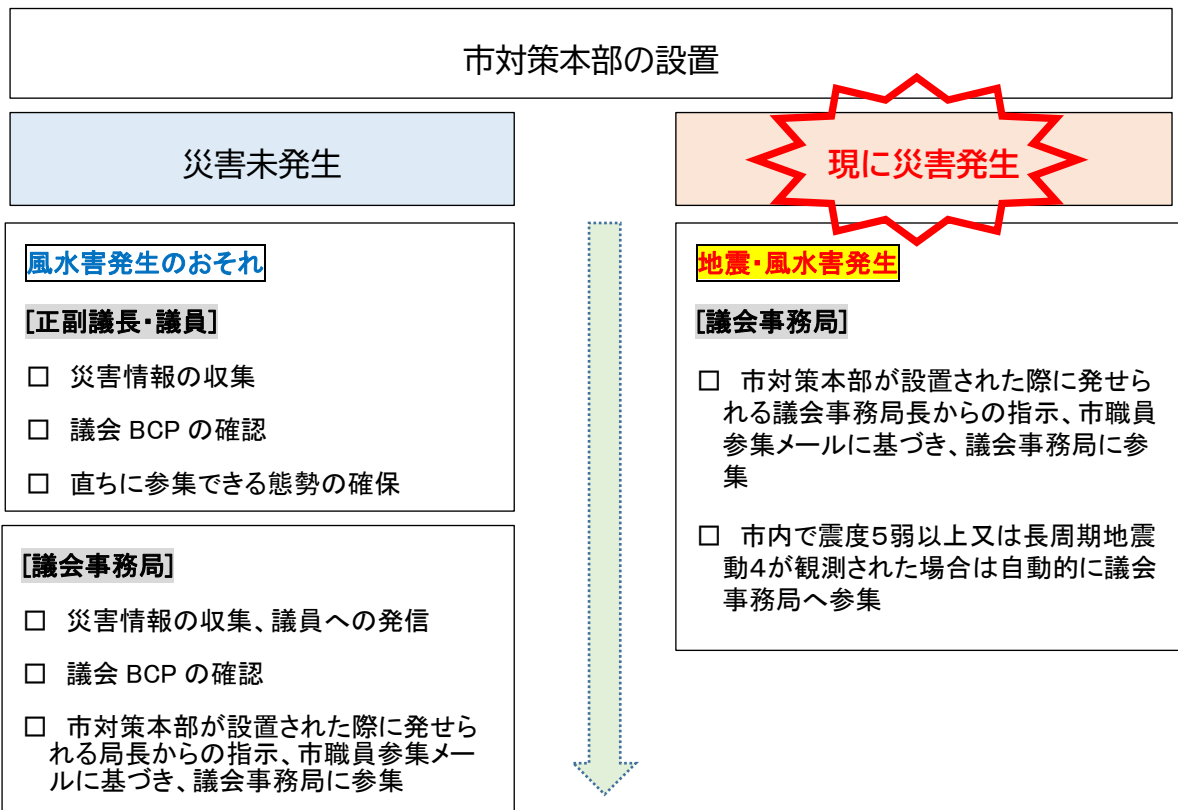
【イ 開庁時（ア以外の場合）】

区分	行動内容
議員	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 自身の安全を確保し、近くに被災者があれば救助を行う。</li> <li><b>【登庁時】</b></li> <li><input type="checkbox"/> 指示があるまで会派室で待機するとともに、議会本部に安否等の報告を行う。</li> <li><b>【登庁していない時】</b></li> <li><input type="checkbox"/> 議会本部に安否等の報告を行い、本部長から参集指示があるまで連絡の取れる態勢を確保し、地域での支援活動、災害情報の収集・議会本部への報告に当たる。</li> </ul>
議会	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 正副議長は、議会事務局長から市対策本部が設置された旨の連絡を受けたら、議会本部の設置を協議する。</li> <li><input type="checkbox"/> 議会BCP発動次第、議会事務局長からの参集連絡を受け、正副議長は正副議長室へ参集する。</li> <li><input type="checkbox"/> 議長は、災害情報を収集し、議員の参集を検討する。</li> <li><b>※ 議員参集時は議員派遣手続が必要</b></li> </ul>
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 自身の安全を確保し、近くに被災者があれば救助を行う。</li> <li><input type="checkbox"/> 被災状況確認</li> <li><input type="checkbox"/> 議由来庁者、議員を安全な場所へ避難誘導を行う。</li> <li><input type="checkbox"/> 議会事務局長は、正副議長に市対策本部の設置状況等や議会BCP発動時の参集の連絡を行う。</li> <li><input type="checkbox"/> 非常時優先業務（議員の安否確認等）を行う。</li> <li><input type="checkbox"/> 議会本部会議開催の準備を行う。</li> </ul>

【ウ 閉庁日（時間外・土日祝日）】

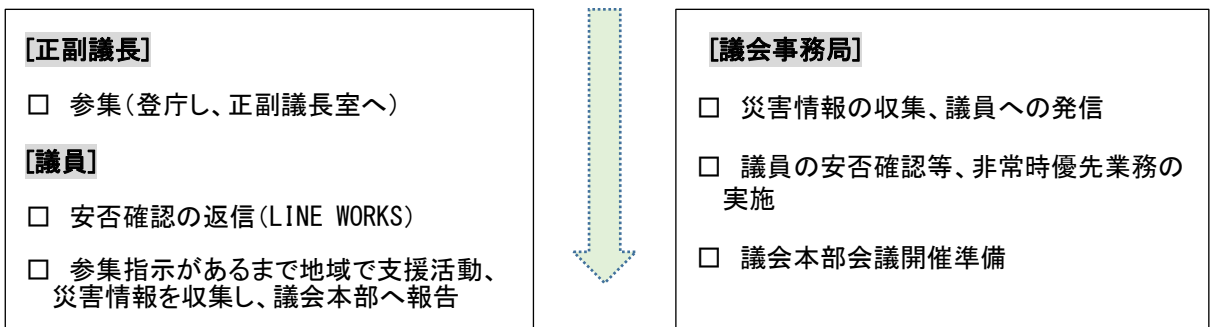
区分	行動内容
議員	<p><b>【市内にいる場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 自身の安全を確保し、近くに被災者があれば救助を行う。</li> <li><input type="checkbox"/> 家族の安否を確認する。</li> <li><input type="checkbox"/> 議会本部へ安否等の報告を行う。</li> <li><input type="checkbox"/> 本部長から参集指示があるまで、連絡の取れる態勢を確保し、地域での支援活動、災害情報の収集・議会本部への報告に当たる。</li> </ul> <p><b>【市内不在時】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 自身の安全を確保し、近くに被災者があれば救助を行う。</li> <li><input type="checkbox"/> 家族の安否を確認する。</li> <li><input type="checkbox"/> 議会本部へ安否等の報告を行う。</li> <li><input type="checkbox"/> 市内への帰路を確保し、速やかに帰宅する。</li> <li><input type="checkbox"/> 本部長から参集指示があるまで、連絡の取れる態勢を確保する。</li> <li><input type="checkbox"/> 帰宅後、議会本部から参集指示があるまで、地域での支援活動、災害情報の収集・議会本部への報告に当たる。</li> </ul>
議会	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 正副議長は、議会事務局長から市対策本部が設置された旨の連絡を受けたら、議会本部の設置を協議する。</li> <li><input type="checkbox"/> 議会BCP発動次第、議会事務局長からの参集連絡を受け、正副議長は正副議長室へ参集する。</li> <li><input type="checkbox"/> 議長は、災害情報を収集し、議員の参集を検討する。</li> </ul> <p><b>※ 議員参集時は議員派遣手続が必要</b></p>
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 自身の安全を確保し、近くに被災者があれば救助を行う。</li> <li><input type="checkbox"/> 家族の安否を確認する。</li> <li><input type="checkbox"/> 正副議長、議会事務局職員の安否確認を行う。</li> <li><input type="checkbox"/> 議会事務局長は、正副議長に市対策本部の設置状況等や議会BCP発動時の参集の連絡を行う。</li> <li><input type="checkbox"/> 市対策本部が設置された際に発せられる議会事務局長からの指示、市職員参集メールに基づき、議会事務局に参集し、被害状況を確認する。</li> <li><input type="checkbox"/> 非常時優先業務（議員の安否確認等）を行う。</li> <li><input type="checkbox"/> 議会本部会議開催の準備</li> </ul>

【閉庁日（時間外・土日祝日）における業務継続体制の流れ】

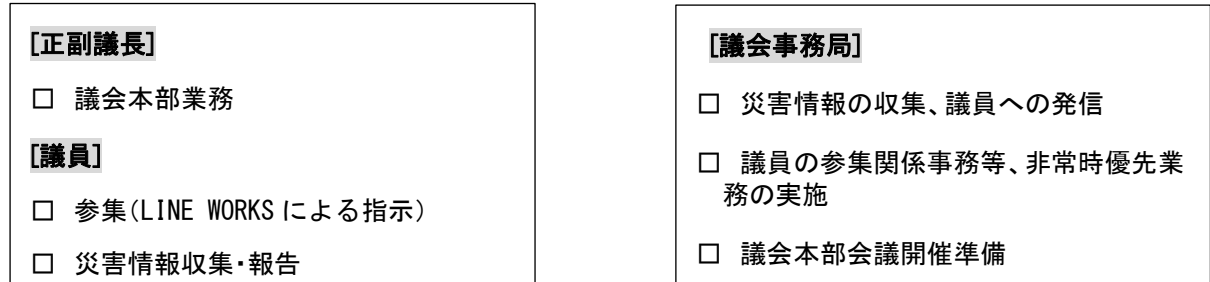


議会事務局長から市対策本部の設置を正副議長に報告  
議会 BCP 発動次第、正副議長に参集を依頼

**必要に応じ、議長の指示により議会本部を設置**



正副議長参集後、議員の安否確認を集約、必要に応じて議長が議員の参集を指示





### (3) 応急期

区分	行動内容
議員	<input type="checkbox"/> 本部長から参集指示があるときは、市役所に登庁し、議会活動を行う。 <input type="checkbox"/> 本部長から参集指示がないときは、連絡の取れる態勢を確保し、地域での支援活動、災害情報の収集に当たる。 <input type="checkbox"/> 地域の被災状況等の情報を議会本部へ報告する。
議会	<input type="checkbox"/> 市対策本部と各議員から集約した情報を時系列にまとめ、全議員で情報共有し、必要に応じて市対策本部へ報告する。 <input type="checkbox"/> 議会本部で災害対応に係る議会としての方針・対応を検討する。（本会議、委員会、会派活動、議会行事など）
議会事務局	<input type="checkbox"/> 非常時優先業務を実施する。 <input type="checkbox"/> 議会本部会議開催の準備 <input type="checkbox"/> 議会事務局長は、市対策本部の情報を正副議長に伝える。 <input type="checkbox"/> 全議員への情報発信及び議員からの災害情報を整理する。

### (4) 復旧期

区分	行動内容
議員	<input type="checkbox"/> 本部長から参集指示があるときは、市役所に登庁し、議会活動を行う。 <input type="checkbox"/> 本部長から参集指示がないときは、連絡の取れる態勢を確保し、地域での支援活動、災害情報の収集に当たる。 <input type="checkbox"/> 地域の被災状況等の情報を議会本部へ報告する。
議会	<input type="checkbox"/> 市対策本部の活動状況に配慮した上で、必要に応じて被災や復旧の状況及び今後の災害対応について説明を求める。 <input type="checkbox"/> 市対策本部と各議員から集約した情報を時系列にまとめ、全議員で情報共有し、必要に応じて市対策本部へ報告する。 <input type="checkbox"/> 迅速な復旧及び復興に向け、必要に応じて国、県、その他関係機関に対して要望活動を行う。 <input type="checkbox"/> 議会本部で災害対応に係る議会としての方針・対応を協議する。（本会議、委員会、会派活動、議会行事など）
議会事務局	<input type="checkbox"/> 非常時優先業務を実施する。 <input type="checkbox"/> 議会本部会議開催の準備 <input type="checkbox"/> 議会事務局長は、市対策本部の情報を正副議長に伝える。 <input type="checkbox"/> 全議員への情報発信及び議員からの災害情報を整理する。



### 3 安否確認方法

優先順位	方法
1	LINE WORKS による返信
2	市議会グループウェアによりメールを送信 アドレス: <b>syomu@owariasahi-gikai.jp</b>
3	電話による連絡 議会事務局: <b>0561-76-8186(直通)</b>
4	<b>災害用伝言ダイヤル(171)</b> による。
5	市役所へ登庁し、 <b>議員安否・所在確認表(様式1)</b> を紙面で提出

### 4 参集・活動時に係る留意事項

#### (1) 連絡方法

参集に係る連絡は、LINE WORKS による。

#### (2) 服装

防災活動に支障のない安全な服装（防災服等）

※ 防災服着用の際は、桃色の「市議会」の腕章を着用すること。



#### (3) 携行品（例） ※ 議員の食料、飲料水の市議会としての備蓄はありません。

<input type="checkbox"/> ヘルメット
<input type="checkbox"/> 手袋
<input type="checkbox"/> 懐中電灯
<input type="checkbox"/> 携帯ラジオ
<input type="checkbox"/> 筆記用具
<input type="checkbox"/> メモ帳
<input type="checkbox"/> 食料（個人用）
<input type="checkbox"/> 飲料水（個人用）
<input type="checkbox"/> 薬（個人用）

（自由記載欄）
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>

#### (4) 交通手段

原則として、徒歩、自転車等による。

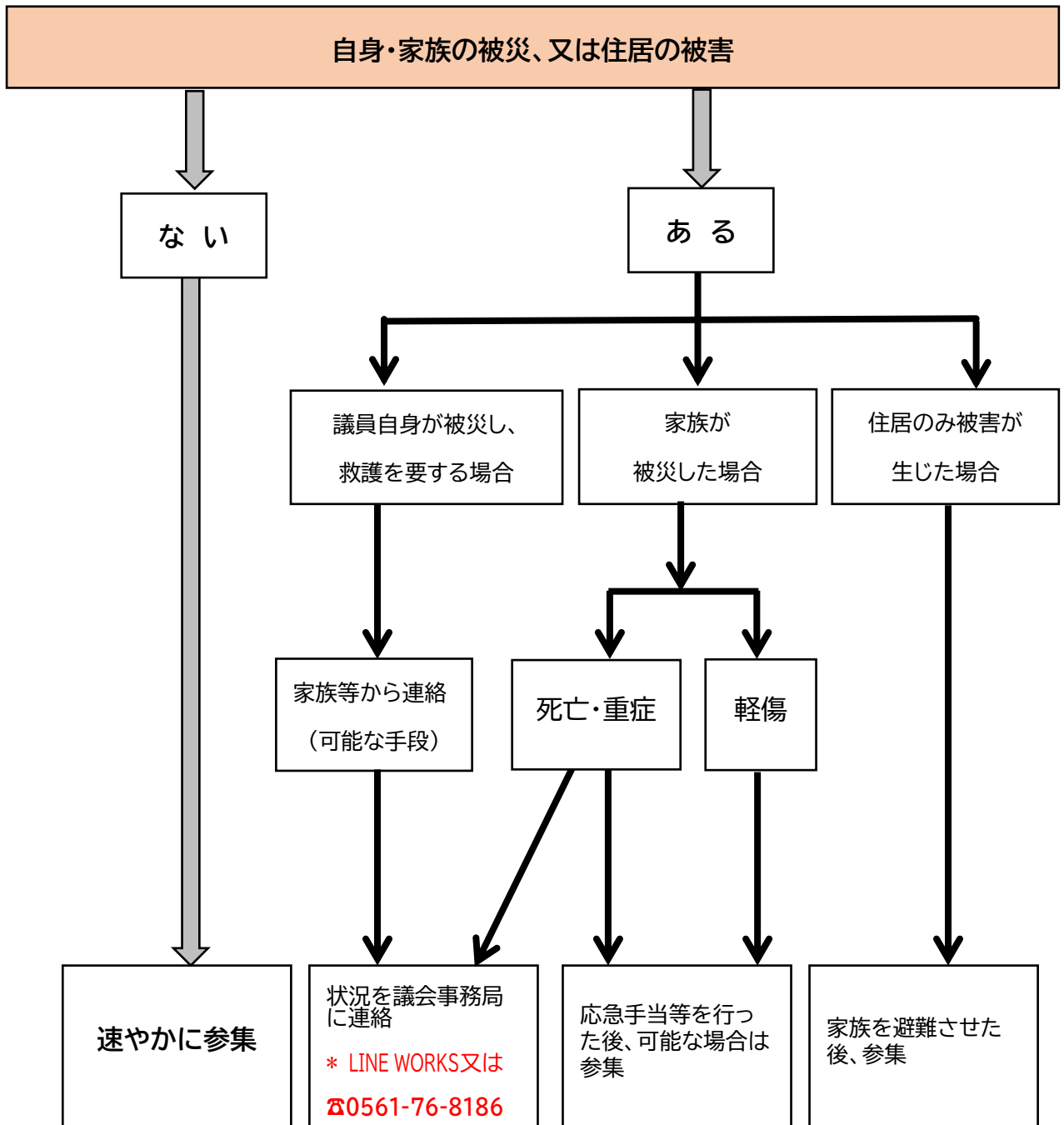
#### (5) 緊急措置

火災又は人身事故等緊急事態に遭遇した場合は、人命救助等適切な措置を取ること。

【議員の参集フロー】



※ LINE WORKS による参集指示



※ 議員は、自身が被災することも想定し、災害時における自身の行動形態や議会事務局との連絡事項などについて、伝達方法などを含めて、家族間で情報を共有しておくことが必要。

## 5 災害情報等の収集等

議員は、議会本部からの参集指示があるまでは、地域での救助活動等に協力するとともに、災害状況の調査や市民の意向の収集・把握を行うものとする。

災害情報の報告方法は、**情報収集連絡表（様式2）**を使用して、市議会グループウェアの議会事務局のアドレスへ送付若しくは、直接、議会事務局に提出する。

**なお、安否確認及び参集指示以外に LINE WORKS は使用しないこととするため、LINE WORKS で災害情報を報告しないこと。**

**報告先** アドレス: [syomu@owariasahi-gikai.jp](mailto:syomu@owariasahi-gikai.jp)

## 6 議会防災訓練

議会BCPを発動した場合に、議員及び議会事務局職員が的確かつ迅速に行動できるよう、議会防災訓練を年1回実施する。議会防災訓練実施後は、議会BCPの内容の検証・点検を行うものとする。

## 7 災害用携帯ハンドブックの作成

災害時の迅速な対応に備えるため、常時携帯できる「災害用携帯ハンドブック」を作成する。

## 第7 行動基準（感染症編）

### 1 発生段階

尾張旭市新型インフルエンザ等対策行動計画に準ずる。

状態	発生段階	
	市・県	国
新型インフルエンザ等が発生していない状態	未発定期	
海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	海外発定期	
いずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、愛知県内では発生していない状態	県内 未発定期	国内 発生早期
愛知県内で新型インフルエンザ等の患者は発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学的調査で追える状態	県内 発生早期	国内発生早期 国内感染期
愛知県内で新型インフルエンザ等患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態	県内 感染期	国内 感染期
新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	小康期	

### 2 段階に応じた行動基準

#### 県内未発定期

- 議員（委員会、会派を含む）の県外出張を規制する。  
やむを得ない事情により、感染地域に滞在する場合は、事前に議会事務局に報告するとともに、現地での行動を記録する。帰省後は、外部との接触を控え、体調の変化に十分注意する。
- 県外からの視察等の受入れを規制する。
- 議員及び議会事務局職員は、感染症対策を徹底する。

#### 県内発生早期

- 議会本部の設置を検討し、設置後は対応方針を協議・決定する。
- 議員（委員会、会派含む）の出張を規制する。

やむを得ない事情により、感染地域に滞在する場合は、事前に議会事務局に報告するとともに、現地での行動を記録する。帰省後は、外部との接触を控え、体調の変化に十分注意する。

- 不特定多数の人が接触する行事について、開催及び参加を規制する。
- 市外からの視察等の受入れを規制する。
- 傍聴希望者に対して、傍聴の自粛を要請する。
- 議員及び議会事務局職員は、感染症対策を徹底する。

### **県内感染期**

- 必要に応じて議会本部を設置し、市対策本部等と連携して情報の共有を図る。
- 議員（委員会、会派含む）の出張を規制する。
- 不特定多数の人が接触する行事について、開催及び参加を規制する。
- 市外からの視察等の受入れを規制する。
- 傍聴希望者に対して、傍聴の自粛を要請する。
- 議員及び議会事務局職員は、感染症対策を徹底する。

### **小康期**

- 国・県・市の動向等を見極め、議会本部を解散する。
- 議員（委員会、会派含む）の出張の規制を緩和・解除する。
- 不特定多数の人が接触する行事について、開催及び参加の規制を緩和・解除する。
- 市外からの視察等の受入れの規制を緩和・解除する。
- 傍聴希望者の制限を緩和・解除する。
- 議員及び議会事務局職員は、感染症対策の徹底を緩和・解除する。

#### 3 議員が感染した場合

- ① 速やかに議会事務局へ連絡する。
- ② 感染が確認されたら医療機関の指示に従う。

#### 4 感染に係る情報公開

議員が新型インフルエンザ等に感染した場合、プライバシーへの十分な配慮を行った上で、必要に応じて下記の項目について情報公開する。

なお、情報公開する項目については、市の公表項目を参考に変更することができる。

- ① 性別・年代
- ② 保健当局から感染の認定を受けた日付
- ③ 状態（重症・軽症の別、自宅待機等）

## 第8 その他

### 1 議員連絡網の整備

議会BCP発動時の不測事態に備え、議員連絡網を整備する。

議員連絡網の連絡先に変更が生じたときは、速やかに議会事務局に申し出ること。

## 第9 議会BCPの見直し・更新

### 1 議会BCPの見直し・更新

議会BCPを変更すべき事由が生じたときは、見直し・更新を行うことができる。

### 2 議会BCPの実施主体

議会BCPの検証・点検及び見直し・更新の実施主体は議会運営委員会とする。

## 第10 各種様式

様式1（地震・風水害） 議員安否・所在確認表

様式2 情報収集連絡表

《参考》安否確認に係る報告事項

様式 1(地震・風水害)

議員安否・所在確認表

確認日時	月日	月	日( )	議員氏名	
	時間	午前・午後	時 分		
確認者名				議員住所	

安否情報	議員本人	被災	有	重体 重症 軽傷 その他( )
			無	
	家族	被災	有	配偶者 子ども 親 その他( )
			無	↓ 重体 重症 軽傷 その他( )
所在地	市内	自宅 自宅外( )		
	市外	場所 ( )		
住居の状況	被害	有	全壊 半壊 一部損壊 床上浸水 床下浸水 その他( )	
		無		
参集の可否	可 ・ 否		参集可能な時期	
連絡先	※議員と連絡が取れない場合は、家族の連絡先を記入			
地域の被災状況				
その他				

様式 2

情報収集連絡表

報告日時	月日	月	日( )	受信日時 (事務局)	月日	月	日( )
	時間	午前・午後	時		分	時間	午前・午後
議員名				受信者			
連絡先				受信番号			

被災の概況	発生	学区		発生	月日	月	日( )		
	場所	住所		日時	時間	午前・午後	時	分	
被災の概況									
被害の状況	死傷者	死者	人	行方不明	人	計	人		
		負傷者	重体	人	重症	人	一部損壊	戸	その他
	住宅	全壊	戸	半壊	戸	一部損壊	戸	その他	戸
		床上浸水	戸	床下浸水	戸	計	戸		
応急対策の状況									
避難状況									
その他	※避難者等からの要望事項等を記入								



《参考》 安否確認に係る報告事項

1 LINE WORKS のアンケートを使用した場合

<p>・自分の安否状況</p> <p><input type="radio"/> 無事</p> <p><input type="radio"/> 軽症</p> <p><input type="radio"/> 重症(骨折等で動けない状態)</p> <p><input type="radio"/> その他</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: 20px;">詳細</p> <p>・家族の安否状況</p> <p><input type="radio"/> 全員無事</p> <p><input type="radio"/> 重症者がいる</p> <p><input type="radio"/> 分からない</p> <p><input type="radio"/> その他</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: 20px;">詳細</p> <p>・住居の被害状況</p> <p><input type="radio"/> 無事、もしくは軽微な損傷</p> <p><input type="radio"/> 半壊、もしくは全壊で住めない</p> <p><input type="radio"/> 分からない</p> <p><input type="radio"/> その他</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: 20px;">詳細</p>	<p>・現在の所在</p> <p>自宅以外ならその他欄に詳細を記入</p> <p><input type="radio"/> 自宅</p> <p><input type="radio"/> その他</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: 20px;">詳細</p> <p>・今後の所在</p> <p>自宅以外ならその他欄に詳細を記入</p> <p><input type="radio"/> 自宅</p> <p><input type="radio"/> その他</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: 20px;">詳細</p> <p>・参集の可否</p> <p>今後、参集指示があり、市役所に登庁する場合</p> <p>※参集指示は別途指示があります</p> <p><input type="radio"/> 30分以内に登庁可能</p> <p><input type="radio"/> 30分～1時間で登庁可能</p> <p><input type="radio"/> 1時間～3時間で登庁可能</p> <p><input type="radio"/> 登庁可能だが、登庁に3時間以上かかる</p> <p><input type="radio"/> 登庁不可</p> <p><input type="radio"/> その他</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: 20px;">詳細</p> <p>・連絡先(電話番号)</p> <p>・その他連絡事項等</p>
--	---

2 市議会グループウェア、電話、災害伝言ダイヤルにより報告する場合

- (1) 市議会グループウェアで報告する場合、様式は任意とする。
- (2) 以下の5項目について簡潔に報告すること。

1	議員とその家族の安否
2	議員の住居の被害状況
3	議員の所在地
4	議員の参集可否と参集可能時期
5	議員の連絡先

×毛欄

メモ欄

尾張旭市議会 BCP  
(業務継続計画)

令和6年5月 発行  
尾張旭市議会

〒488-8666

愛知県尾張旭市東大道町原田 2600 番地1

電話 0561-76-8186(直通)

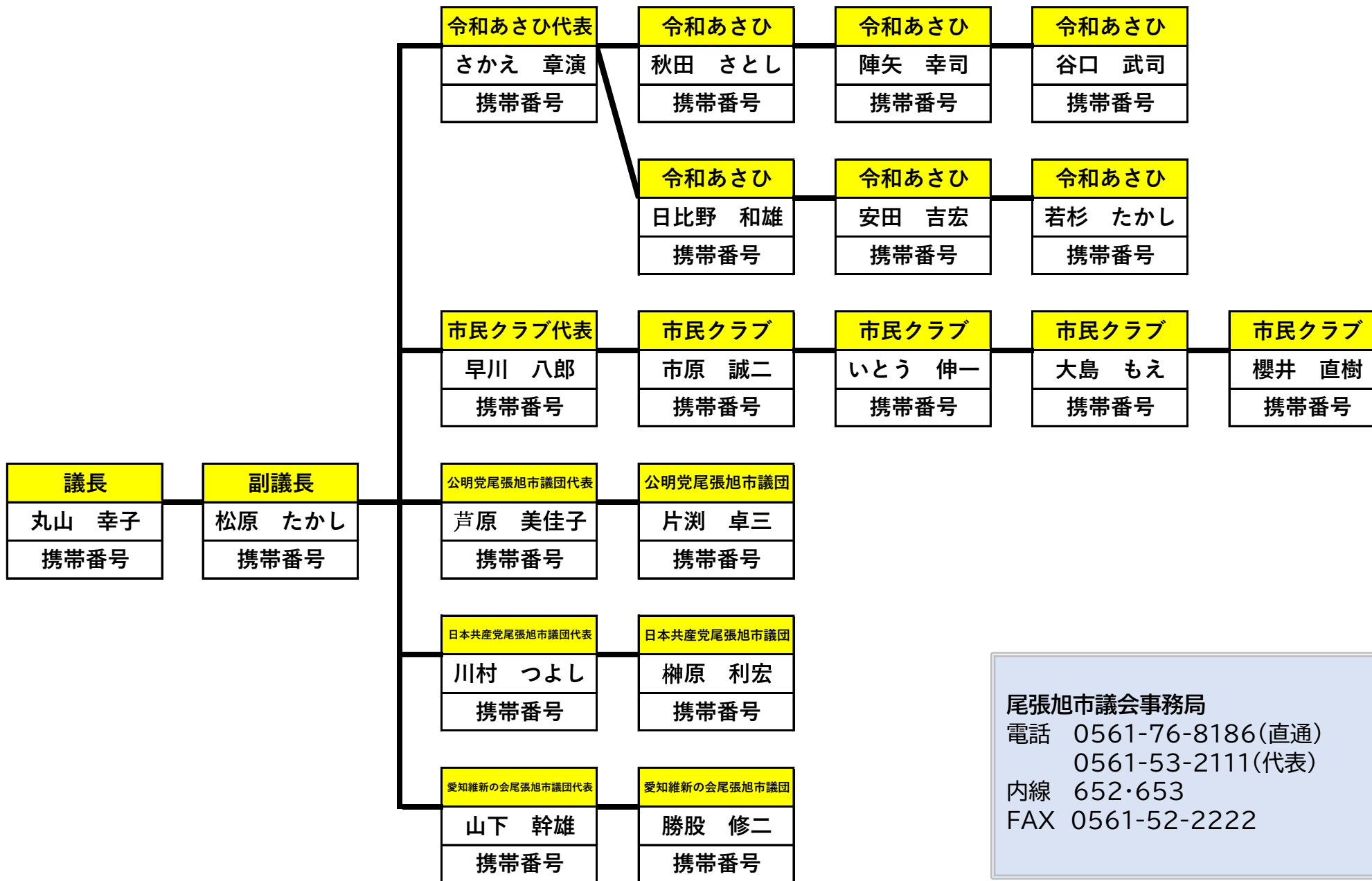
0561-53-2111(代表)

内線 652・653

FAX 0561-52-2222

メール syomu@owariasahi-gikai.jp

# 議員連絡網(令和6年5月●日時点)



災害種別	発動基準
風水害	① 市対策本部が第3非常配備としたとき
地震	① 市対策本部が第2非常配備としたとき ② 市対策本部が第3非常配備としたとき ③ 市対策本部が緊急非常配備としたとき
その他	上記自然災害のほか、大規模火災などの大規模な事故、新型インフルエンザ等の重大な感染症、大規模テロなどによる大きな被害が発生した場合、又はそのおそれがあるとき

【議会BCP発動基準】

尾張旭市議会議員は、尾張旭市で災害の発生又は災害が発生するおそれがある場合に、迅速かつ確かな災害対応をとる必要があります。  
そのため、いどこで災害が発生しても慌てないよう、議会BCPを確認してください。  
また、議員一人ひとりが平日頃から危機管理意識を持つよう、このハンドブックを常時携帯し、有効に活用してください。

種別	配備時期
第2非常配備	① 尾張旭市に対して大雨・暴風・洪水の各警報、土砂災害警戒情報、大雨・暴風の特別警報のうち、いずれかが発令され、市対策本部が「南海トラフ地震臨時情報」が発表され、市対策本部が必要と認められた場合 ② その他、市対策本部が必要と認めた場合
第3非常配備	① 南海トラフ地震臨時情報「発表され、市対策本部が必要と認められた場合」が発表され、市対策本部が必要と認められた場合 ② 尾張旭市で震度4又は長周期地震動階級3が観測され、被害の発生により市対策本部が必要と認められた場合 ③ 尾張旭市で震度4又は長周期地震動階級3が観測され、市内全域又は相当の地域に甚大な被害が発生すると予想され、市対策本部が必要と認められた場合
緊急	① 尾張旭市で震度5弱以上が観測された場合 ② 尾張旭市で震度5弱以上が観測された場合
非常配備	③ 予想されない重大な災害が発生した場合

《市非常配備基準(抜粋)》

【はじめに】

区分	行動内容
議員	<ul style="list-style-type: none"> <li>自身の安全を確保し、近くに被災者があれば救助を行う。</li> <li>指示があるまで参派室で待機する。</li> </ul>
議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>議長・役員長は、会議参加者全員員の安否を確認する。</li> <li>議長・役員長は、議会事務局職員に傍聴者の避難誘導と安全確保を指示する。</li> <li>議長・役員長は、議会事務局長から市対策本部が設置された旨の連絡を受け、議員の参集を協議する。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災状況確認</li> <li>傍聴者、議員を安全な場所へ避難誘導を行う。</li> <li>議会事務局長は、市対策本部の設置状況等を正副議長に連絡する。</li> <li>非常時優先業務(議員の安否確認等)を行う。</li> <li>議会本部会議開催の準備を行う。</li> </ul>

① 開庁時(本会議・委員会開会中)

【大規模地震が発生したら】

【安否確認方法】

優先順位	方法
1	LINE WORKSによる返信
2	市議会グループウェアによりメールを送信 アドレス: syomu@owariasahi-gikai.jp
3	電話による連絡 議会事務局: 0561-76-8186 (直通)
4	災害用伝言ダイヤル(171)による。
5	市役所へ登庁し、議員安否・所在確認表(様式1)を紙面で提出

※2~4の場合の報告事項  
①議員とその家族の安否、②所在地、③居宅の被害状況、④参集の可否と参集可能時期、⑤連絡先

【参集・活動時に係る留意事項】

- 連絡方法  
参集に係る連絡は、LINE WORKSによる。
- 交通手段  
原則として、徒歩、自転車による。
- 服装  
防災活動に支障のない安全な服装(防災服等)



区分	行動内容
議員	<ul style="list-style-type: none"> <li>自身の安全を確保し、近くに被災者があれば救助を行う。</li> <li>指示があるまで参派室で待機するとともに、議会本部に安否等の報告を行う。</li> </ul>
議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>議長は、災害情報を収集し、議員の参集を検討する(参集時は議員派遣手続が必要)。</li> <li>議長は、災害情報を収集し、議員の参集を検討する。</li> <li>議会BCP発動次第、議会事務局長からの参集連絡を受け、正副議長は正副議長室へ参集する。</li> <li>正副議長は、議会事務局長から市対策本部が設置された旨の連絡を受け、議員の参集を協議する。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災状況確認</li> <li>傍聴者、議員を安全な場所へ避難誘導を行う。</li> <li>議会事務局長は、市対策本部の設置状況等を非常時優先業務(議員の安否確認等)を行う。</li> <li>議会本部会議開催の準備を行う。</li> </ul>

② 開庁時(①以外)

③ 開庁日(時間外・土日祝日)

区分	行動内容
議員	<p><b>【市内にいる場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自身の安全を確保し、近くに被災者があれば救助を行う。</li> <li>家族の安否を確認する。</li> <li>議会本部へ安否等の報告を行う。</li> <li>本部長から参集指示があるまで、連絡の取れる態勢を確保し、地域での支援活動、災害情報の収集・議会本部への報告に当たる。</li> </ul> <p><b>【市内不在時】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自身の安全を確保し、近くに被災者があれば救助を行う。</li> <li>家族の安否を確認する。</li> <li>議会本部へ安否等の報告を行う。</li> <li>市内への帰路を確保し、速やかに帰宅する。</li> <li>本部長から参集指示があるまで、連絡の取れる態勢を確保する。</li> <li>帰宅後、議会本部から参集指示があるまで、地域での支援活動、災害情報の収集・議会本部への報告に当たる。</li> </ul>
議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>正副議長は、議会事務局長から市対策本部が設置された旨の連絡を受け、議会事務局の設置を協議する。</li> <li>議会BCP発動次第、議会事務局長からの参集連絡を受け、正副議長は正副議長室へ参集する。</li> <li>議長は、災害情報を収集し、議員の参集を検討する(参集時は議員派遣手続が必要)。</li> </ul>
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>自身の安全を確保し、近くに被災者があれば救助を行う。</li> <li>家族の安否を確認する。</li> <li>正副議長、議会事務局職員の安否確認を行う。</li> <li>議会事務局長は、正副議長に市対策本部の設置状況等や議会BCP発動時の参集の連絡を行う。</li> <li>市対策本部が設置された際に発せられる議会事務局長からの指示、市職員参集メールに基づき、議会事務局に参集し、被害状況を確認する。</li> <li>非常時優先業務(議員の安否確認等)を行う。</li> <li>議会本部会議開催の準備</li> </ul>

○ 携行品

<input type="checkbox"/> ヘルメット	<input type="checkbox"/> 食料(個人用)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 手袋	<input type="checkbox"/> 飲料水(個人用)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 懐中電灯	<input type="checkbox"/> 薬(個人用)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 携帯ラジオ	(以下、自由記載欄)	
<input type="checkbox"/> 筆記用具	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> メモ帳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

○ 緊急措置  
火災又は人身事故等緊急事態に遭遇した場合は、人命救助等適切な措置を取ること。

○ 災害情報の収集等  
議員は、議会本部からの参集指示があるまでは、地域での支援活動等に協力するとともに、災害状況の調査や市民の意向の収集・把握を行う。

《災害情報の報告方法》

情報収集連絡表(様式2)により、市議会グループウェアの議会事務局のアドレスへ送付若しくは、直接、議会事務局に提出する。

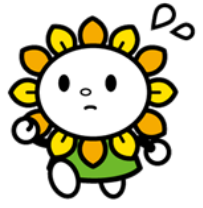
★LINE WORKS で災害情報を報告しない！！

【報告先】 syomu@owariasahi-gikai.jp

常時携帯



令和6年5月現在



尾張旭市議会  
(☎0561-76-8186)

## 【災害等発生時の行動指針】

- 議会**  
 議会は、市内で災害等が発生した非常事態においても議会の機能を停止させることなく、適正かつ公正に議会運営を行う。そのため、発災時から復旧に至るまでの様々なケースを想定し、審議・調査等を行える体制を整える。
- 議員**  
 議員は、議会が議事機関としての機能を維持するための構成員としての役割を担う。  
 また、地域の一員として、被災した市民の救援や被害の復旧を果たす役割を担うとともに、地域の被災状況や要望の情報収集等に努める。
- 市との連携・協力**  
 災害発生時において、実質的かつ主体的に対応するのは市対策本部（執行機関）である。議会は、議事機関であるため、主体的な役割は担わない。よって、災害発生時には、市対策本部（執行機関）が職務に専念できるように、災害等の情報収集、要請等行動については、議員が個別に行うことなく、議会として集約し、状況や必要性により対応しなければならない。  
 一方で、議会として行政監視機能と議決機能を適切に実行するため正確な情報収集し、確認することも必要であるため、議会と市はそれぞれの役割を踏まえて、情報の共有体制を整えるものとする。

## 【尾張旭市議会災害対策本部】

- 設置**  
 (1) 議長は、議会BCPの対象となる災害等が発生したとき、又は、市対策本部が設置された場合、必要に応じて、尾張旭市議会災害対策本部（以下「議会本部」という。）を設置する。  
 (2) 上記以外の場合においても、議長が必要と認めるときは、議会本部を設置することができる。  
 (3) 議会本部は、尾張旭市庁舎内「尾張旭市議会事務局」に設置する。ただし、市庁舎が使用できないときは議長が別に定める。
- 構成**  
 (1) 議会本部は、本部長（議長）、副本部長（副議長）をもって構成する。  
 (2) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 参集基準及び範囲**  
 (1) 本部長及び副本部長は、議会BCPの対象となる災害等が発生したときは、必要に応じて参集する。  
 (2) 本部長が必要と認める場合は、議員に対し、議会本部への参集を求めることができる。
- 任務**  
 (1) 議員の安否等の確認を行うこと。  
 (2) 市対策本部からの災害情報を各議員に提供すること。  
 (3) 災害情報を収集・整理し、市対策本部に提供すること。  
 (4) 被災地及び避難所等の調査を行うこと。  
 (5) 必要に応じて国・県等へ要望を行うこと。  
 (6) その他、本部長が必要と認める事項に関すること。
- 情報共有及び協議・調整**  
 議会本部は、情報共有及び、協議・調整を行うため、必要に応じて議会本部会議を開催することができる。

## 【災害等発生時の役割】

- 議会の役割**  
 (1) 議会BCPの対象となる災害等が発生したときは、議会本部を設置し、市対策本部が災害等の対応に専念できるように、必要な協力・支援を行う。  
 (2) 災害等支援、復旧・復興が迅速に進むよう、条例や予算等の審議を行う。
  - 議長の役割**  
 (1) 議会本部の設置を決定する。  
 (2) 議会本部の事務を本部長として総括する。  
 (3) 議会の災害対応に関する事務を総括する。  
 (4) 上記(1)から(3)までにおいて、議長が不在又は職務を行うことができない場合は、職務代理者が行う。
- | 順位 | 職務代理者         |
|----|---------------|
| 1  | 副議長           |
| 2  | 議会運営委員会委員長    |
| 3  | 総務委員会委員長      |
| 4  | 福祉文教委員会委員長    |
| 5  | 都市環境委員会委員長    |
| 6  | 予算決算委員会委員長    |
| 7  | 会派の代表者（多数会派順） |
- 議員の役割**  
 (1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を議会本部に報告し、連絡体制を確立する。  
 (2) 議会本部より情報の提供を受ける。  
 (3) 各地域における被災地及び避難所等での情報収集を行い、必要に応じ議会本部へ報告する。  
 (4) 各地域における活動に協力する。  
 (5) 各地域において被災者に対する相談及び助言等を行う。  
 (6) 本部長から議会本部への参集の指示があった場合、議会本部へ参集する。  
 (7) その他、本部長の指示があった場合には指示に基づき行動する。

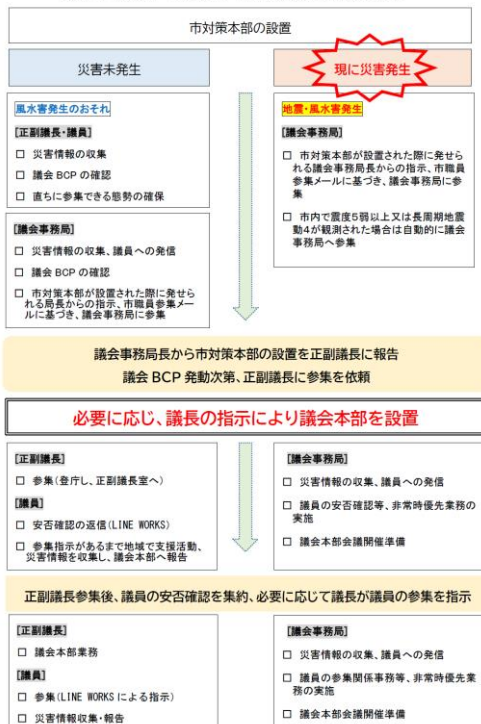
## 【南海トラフ地震臨時情報とは】

「南海トラフ地震臨時情報」は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合や、地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された場合などに、気象庁から発表される情報です。情報名の後にキーワードが付記され、「南海トラフ地震臨時情報」が発表されます。  
 議会BCP発動の基準にもなりますので、注視しておいてください。

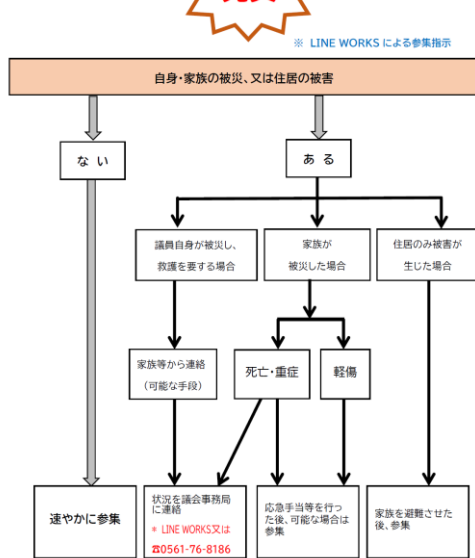
### 【南海トラフ地震臨時情報のキーワード及び発表条件】

キーワード	発表条件
調査中	・観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
巨大地震警戒	・南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	・南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生したと評価した場合 ・想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側 50 km 程度までの範囲で、M7.0 以上の地震が発生したと評価した場合 ・ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合
調査終了	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

### 【閉庁日（時間外・土日祝日）における業務継続体制の流れ】



### 【議員の参集フロー】



※ 議員は、自身が被災することも想定し、災害時における自身の行動形や議会事務局との連絡事項などについて、伝達方法などを含めて、家族間で情報を共有しておくことが必要。

### 様式 1（地震・風水害）

#### 議員安否・所在確認表

確認日時	月日	月	日	（ ）	議員氏名
時間	午前・午後	時	分		
確認者名	議員住所				

議員	被災	被災状況				
		有	重複	重症	軽傷	その他（ ）
本人	被災	有				
家族	被災	有	配偶者	子ども	親	その他（ ）
所在地	市内	自宅	自宅外（ ）			
	市外	場所（ ）				
住居の状況	被害	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水
		有				
		無				
参集の可否	可・否	参集可能な時期				
連絡先	※議員と連絡が取れない場合は、家族の連絡先を記入					
地域の被災状況	その他					

### 様式 2

#### 情報収集連絡表

報告日時	月日			受信日時	月日		
	月	日	（ ）		月	日	（ ）
時間	午前・午後	時	分	時間	午前・午後	時	分
議員名	受信者						
連絡先	受信番号						

被災の状況	発生場所	学区	住所	発生日時		月日		月日	
				時間	午前・午後	時	分	時	分
被災の状況	死者	人	行方不明	人	計	人		人	
	負傷者	重症	人	重症	人	一部損壊	戸	その他	戸
	全壊	戸	半壊	戸	一部損壊	戸	その他	戸	
	住宅	床上浸水	戸	床下浸水	戸	計	戸		
対応要領の状況	※避難者等からの要望事項等を記入								
避難状況									
その他	※避難者等からの要望事項等を記入								



(趣旨)

第1条 この要綱は、尾張旭市議会委員会条例（平成15年条例第1号）に定めるもののほか、予算決算特別委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の構成)

第2条 委員会は、全議員（監査委員を含む。）で構成する。

(分科会の設置)

第3条 委員会に、次の各号に掲げる分科会を置き、それぞれ当該各号に定める常任委員会の所管に係る予算及び決算に関する事項を所管する。

- (1) 総務分科会 総務委員会
- (2) 福祉文教分科会 福祉文教委員会
- (3) 都市環境分科会 都市環境委員会

2 各分科会の委員は、当該所管に対応する常任委員会の委員の構成と同様とする。

3 各分科会の会長は当該所管に対応する常任委員会の委員長を、副会長は当該所管に対応する常任委員会の副委員長をもって充てる。

4 分科会の運営は、委員会の運営に準じて行うものとする。

(委員会の審査)

第4条 委員会に付託された議案の審査は、委員会（全体会）での総括説明及び人件費に関する説明、分科会での審査、委員会（全体会）での分科会会長報告、分科会会長報告に対する質疑、討論、表決の順とする。

(分科会の審査等)

第5条 分科会は、付託議案のうちその所管事項に関する部分を審査する。

2 分科会では、質疑及び議員間討議のみを行うものとし、討論及び採決は行わない。

3 分科会における審査結果等を、委員会において分科会会長が報告するものとする。

(分科会での委員外議員の発言)

第6条 分科会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、当該分科会委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 分科会は、当該分科会委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。

3 上記2項に基づく分科会での委員外議員の発言に関する事項は、議会運営



に関する申し合わせ事項の 8 委員外議員の発言に関する事項の例による。

(総括説明及び人件費に関する説明を行う委員会の開催日)

第 7 条 総括説明及び人件費に関する説明を行う委員会（全体会）は、本会議において委員会に議案が付託された日に開催する。

(分科会の開催日等)

第 8 条 分科会は、対応する常任委員会と同日に開催する。

2 前項の規定にかかわらず、分科会会長は、必要があると認めるときは、予備日を設け分科会を開催することができる。

3 上記 2 項の規定にかかわらず、分科会会長は、必要があると認めるときは、本会議において委員会に議案が付託された日と同日に分科会を開催することができる。

(出席説明員の範囲)

第 9 条 委員会及び各分科会における出席説明員の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 委員会 副市長、総務部長及び企画部長（人件費に関する説明がある場合のみ）
- (2) 分科会 当該所管に対応する常任委員会の例による。

(開催場所)

第 10 条 委員会及び各分科会の開催場所は、~~原則~~次のとおりとする。

- (1) 総括説明を行う委員会 本会議場
- (2) 前号以外の委員会 第 1 委員会室
- (3) 各分科会 第 2 委員会室

(議長席及び委員長席の位置)

第 11 条 委員会 (前条第 1 号以外の委員会に限る。) における議長席及び各分科会における委員長席の位置は、次のとおりとする。

- (1) 委員会 議長席は委員長席の隣
- (2) 各分科会 委員長席は分科会会長席の隣

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 17 日から施行する。

~~附 則~~

~~この要綱は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。~~

~~附 則~~

~~この要綱は、令和 4 年 6 月 6 日から施行する。~~

## 尾張旭市議会予算決算特別委員会運営要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、尾張旭市議会委員会条例（平成15年条例第1号）に定めるもののほか、予算決算特別委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (委員会の構成)

第2条 委員会は、全議員（監査委員を含む。）で構成する。

## (分科会の設置)

第3条 委員会に、次の各号に掲げる分科会を置き、それぞれ当該各号に定める常任委員会の所管に係る予算及び決算に関する事項を所管する。

- (1) 総務分科会 総務委員会
- (2) 福祉文教分科会 福祉文教委員会
- (3) 都市環境分科会 都市環境委員会

2 各分科会の委員は、当該所管に対応する常任委員会の委員の構成と同様とする。

3 各分科会の会長は当該所管に対応する常任委員会の委員長を、副会長は当該所管に対応する常任委員会の副委員長をもって充てる。

4 分科会の運営は、委員会の運営に準じて行うものとする。

## (委員会の審査)

第4条 委員会に付託された議案の審査は、委員会（全体会）での総括説明及び人件費に関する説明、分科会での審査、委員会（全体会）での分科会会長報告、分科会会長報告に対する質疑、討論、表決の順とする。

## (分科会の審査等)

第5条 分科会は、付託議案のうちその所管事項に関する部分を審査する。

2 分科会では、質疑及び議員間討議のみを行うものとし、討論及び採決は行わない。

3 分科会における審査結果等を、委員会において分科会会長が報告するものとする。

## (分科会での委員外議員の発言)

第6条 分科会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、当該分科会委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 分科会は、当該分科会委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。

3 上記2項に基づく分科会での委員外議員の発言に関する事項は、議会運営

に関する申し合わせ事項の 8 委員外議員の発言に関する事項の例による。

(総括説明及び人件費に関する説明を行う委員会の開催日)

第 7 条 総括説明及び人件費に関する説明を行う委員会（全体会）は、本会議において委員会に議案が付託された日に開催する。

(分科会の開催日等)

第 8 条 分科会は、対応する常任委員会と同日に開催する。

2 前項の規定にかかわらず、分科会会長は、必要があると認めるときは、予備日を設け分科会を開催することができる。

3 上記 2 項の規定にかかわらず、分科会会長は、必要があると認めるときは、本会議において委員会に議案が付託された日と同日に分科会を開催することができる。

(出席説明員の範囲)

第 9 条 委員会及び各分科会における出席説明員の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 委員会 副市長、総務部長及び企画部長（人件費に関する説明がある場合のみ）
- (2) 分科会 当該所管に対応する常任委員会の例による。

(開催場所)

第 10 条 委員会及び各分科会の開催場所は、原則次のとおりとする。

- (1) 委員会 第 1 委員会室
- (2) 各分科会 第 2 委員会室

(議長席及び委員長席の位置)

第 11 条 委員会における議長席及び各分科会における委員長席の位置は、次のとおりとする。

- (1) 委員会 議長席は委員長席の隣
- (2) 各分科会 委員長席は分科会会長席の隣

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 8 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 6 日から施行する。

1 委員会提出議案の種類

条例等の制定・改廃  
意見書  
決議  
附帯決議

2 委員会の議案提出根拠法令

(1) 地方自治法第109条第6項

委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。

(2) 尾張旭市議会会議規則第13条第3項

委員会が議案を提出しようとするときは、案を備え、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

3 本会議に委員会提出議案として提出する基準

本会議に委員会提出議案を提出しようとするときは、当該委員会委員の全会一致を原則とする。

4 委員会提出議案の取扱い

(1) 条例等の制定・改廃、意見書、決議

①委員長又は委員から、委員会で案を示す。※委員からの場合は、委員会開会前までに委員長に案を提出しておくことが望ましい。

②委員会で協議

③全会一致で賛成となった場合に、委員長が本会議に委員会提出議案として提出することを諮る。

(2) 附帯決議

①委員から委員長に、原案又は修正案の可決後、次の議題に移る前までに案を提出

②提出委員からの提案理由の説明、質疑、討論、採決

③全会一致で可決した場合に、委員長が本会議に委員会提出議案として提出することを諮る。

5 その他

委員会における条例・予算の修正案については、委員会の議決結果が修正議決となり、本会議での委員長報告等の後、委員会の修正議決での内容で採決を行うこととなる。

## 尾張旭市議会告示第 号

尾張旭市議会個人情報保護条例施行規程（令和5年議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年 月 日

尾張旭市議会議長 丸山幸子

改正前	改正後
<p>(要配慮個人情報)</p> <p>第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。</p> <p>(1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の<u>厚生労働大臣</u>が定める程度であるもの</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(個人の権利利益を害するおそれ大きいもの)</p> <p>第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある_____保有個人</p>	<p>(要配慮個人情報)</p> <p>第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。</p> <p>(1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の<u>主務大臣</u>が定める程度であるもの</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(個人の権利利益を害するおそれ大きいもの)</p> <p>第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある<u>議会に対する行為による</u>保有個人</p>

<p>情報_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____の漏 えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報_____</p> <p>_____の項目</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>情報(議会の事務局の職員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。)の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報(前項第3号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。)の項目</p> <p>(3)～(5) (略)</p>
--	---

附 則

この規程は、告示の日から施行する。